

「加盟店取引約款」の一部変更について

現行「加盟店取引約款」	変更後	変更理由
第1条（約款の趣旨） 株式会社トイカード（以下「当社」といいます）が発行する前払式支払手段である「<u>こども商品券</u>」の取扱加盟店に加盟の申し込みをする事業者（以下「加盟店申込者」といいます）は、加盟承認後当社と取引を開始し、継続するに当たって、本約款に従って取引をしていただくものとします。当社と加盟店の関係は、本約款の定めに従い規律され、解釈されるものとします。 第17条（附則） この約款は、<u>平成30年4月1日</u>から効力を生ずるものとします。	第1条（約款の趣旨） 株式会社トイカード（以下「当社」といいます）が発行する前払式支払手段である「<u>こども商品券</u>」及び「<u>こども商品券カードタイプ</u>」等（以下「商品券」といいます）の取扱加盟店に加盟の申し込みをする事業者（以下「加盟店申込者」といいます）は、加盟承認後当社と取引を開始し、継続するに当たって、本約款に従って取引をしていただくものとします。当社と加盟店の関係は、本約款の定めに従い規律され、解釈されるものとします。 第17条（附則） この約款は、<u>平成30年10月18日</u>から効力を生ずるものとします。	○発行するこども商品券の券種が増加したため。 以下、本約款中の「こども商品券」を「商品券」に変更。

※変更箇所は下線部分